

<p>第 25 回 第 4 分科会会議録 (概要)</p>	<p>場 所</p>	<p>新宿区役所第 1 分庁舎 7 階研修室</p>
<p>日 時 平成 18 年 7 月 27 日 (木) 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 30 分</p>		
<p>会議出席者 : 21 名                  委員 : 19 名 (小宮、石塚、遠藤、板本、犬塚、小野、嘉藤、金山、菊池、友永、中上、山口、奈須野、平井、宮城、山田、山梨、高木、吉川)、区職員 : 2 名 (企画政策課 : 田中、環境土木部管理課 : 稲葉)</p>		
<p>配布資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議進行次第 (1P)</li> <li>2 広報しんじゅく (7 月 25 日号) 第 1 面写し (2P)</li> <li>3 新宿区基本構想審議会・議事概要                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 1 回審議会 (3・4P)</li> <li>(2) 第 2 回審議会 (5・6P)</li> </ol> </li> <li>4 新宿区基本構想審議会・資料                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審議会委員名簿 (7P)</li> <li>(2) 審議会日程(案) (8・9P)</li> <li>(3) 審議会傍聴規程 (10・11P)</li> <li>(4) 基本計画と都市マスタープランの総合化のイメージ (12P)</li> <li>(5) 区民会議提言項目一覧 ( 章 5 「環境教育を推進するまち」 ) ほか (13・14P)</li> </ol> </li> <li>5 世話人会議事概要 (別紙)</li> </ol> <p>会議内容</p> <p>[発言者] : 区民委員 : 小宮リーダー : 区職員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 3 回区民会議全体会 (提言書提出式 6 月 25 日) の報告 (資料 2P)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日は 167 名の区民会議委員 (うち第 4 分科会は区民委員 28、学識委員 2)、約 100 名の一般参加者、約 30 人の区職員の計約 300 人の参加があった。</li> <li>・7 月 7 日に基本構想審議会を設置し、8 月 4 日に第 3 回審議会を開催する。傍聴も可能。</li> <li>・提言書は 1 部 600 円で有償配付 (区役所 1 階等) している。</li> </ul> </li> <li>2 基本構想審議会の報告                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 1 回 (7 月 7 日)                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>:(資料 3・4P に基づき報告)</li> </ul> </li> <li>(2) 第 2 回 (7 月 19 日)                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>:(資料 5・6P に基づき報告)</li> <li>・現在の審議の方法は、資料 14P の区民会議提言項目一覧に基づき分科会リーダーが提言内容を説明し、それに対し委員が意見を述べ、リーダーと学識委員が回答する形をとっている。</li> <li>・第 4 分科会の提言は主に 章にあるが、8 月 4 日に 章を審議し、残りの「環境教育」を 9 月 8 日に審議することになっている。</li> <li>・審議会傍聴規程 (資料 8・9P) について</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>		

審議会は誰でも傍聴できる。傍聴規程第 3 条の「書面による申し込み」とは、当日、受付で受付カードを書いてもらうという意味。

### 3 世話人会（7 月 19 日）の報告

：（資料別紙に基づき報告）

### 4 意見交換（審議内容、次回の分科会等）

：審議会の傍聴では、ノートを持ち込んでメモをとることはできるか。

：できる。審議の進行に支障のないことであれば問題ない。

：今までの話をまとめると、10 月 4 日の第 6 回審議会までは区民会議の提言内容をおさらいし、意見交換をし、10 月 16 日の第 7 回審議会で起草部会の作った案を審議するというステップになる。具体的にどんな案になるのだろうか。

：まずは提言で欠けている部分なども含めて起草部会でたたき台を作成することになる。

提言は計画になる部分やネタになる部分などが混在している。資料 12 P は、区が現時点で想定している枠組みのイメージであり、この形の中に提言を取り込んでいくことになるのだろう。

・第 2 回審議会では具体的にどんな意見が出たのか。

：子育てについては、「親や家庭が重要な役割を持つが、個別の問題であり、一般的な対応をとることは難しい」という意見があった。教育については先生の問題が議論された。また、「世界的に有名な人材を育成できる教育が必要である」という意見もあった。

：賛否両論となるようなテーマについての議論が多かった。例えば、「子どもの権利の実現」については、「子どもの虐待を防ぐためには推進が必要」、「権利を主張する前に義務の部分が大事」という主旨の意見があった。また、「教師のフリーエージェント制」については、「良い先生を選べる良い制度」、「教員採用は都が行っているので意味がない」という主旨の意見があった。また、「子育ての社会化」については、「家庭だけでなく地域や区、保育園で育てる必要がある」、「まずは親や家庭が責任を持って対応すべきだ」という主旨の意見があった。

現在は、提言に対して疑問に思っている点を確認し合っている段階。

：8 月 4 日の審議により、我々の意向と沿わない結果になった場合、再度、審議会にお願いすることになるのか。

：10 月にある程度案が出るので、それを基に具体的に審議する形になる。

：審議会の内容はホームページで見ることができるのか。

：区のホームページに資料と議事録全文を掲載するが、議事録は次の審議会に提示して承認を受けた後に公開する形になるので、掲載までにある程度の時間がかかる。また、交流の場にも資料と議事録を置いておく。

：審議内容は広報に載るのか。

：広報は紙面の都合があり、審議内容までは載せられない。

：審議会の出席率はどのくらいか。

：35 人中、欠席者は第 1 回が 2 人、第 2 回が 5 人。審議会は平均月 2 回あり、欠席者は皆スケジュールが合わなかったことによる。

：提言は地区協議会の検討結果と重なっている。当初、同じような会を 2 つ作ることに疑問を持っ

た。

: 区民会議と地区協議会を兼務している審議会委員が何人かいるが、その人は立場が混乱するのではないか。

: 地区協議会選出委員は、地区協議会の意見を反映させるために地区協議会を背負って参加しているわけではなく、個人の立場で意見を言ってもらっている。

: 地区協議会と区民会議が重ならない人選とすべきだった。

: ポイントは 10 月に案が出てからになるわけで、今は論議する玉がない。今日決めなくてはいけないことは、分科会としての意見提出の仕方と分科会の議事録作成を今後どのようにしていくかということか。

: 今までの議事録は早稲田大学と契約して録音テープからまとめてもらったが、契約が終了したため完全なものは難しい。概略であれば区でまとめることはできる。

: ぜひお願いしたい。議事の経過を記録として残しておけばよいので、メモ程度でよい。ホームページには載せなくてもよい。

: 出席者だけでなく欠席者にも配布してほしい。

: 配布する。また、分科会には環境土木部からも 1 名は出席する。

: 環境教育については 9 月 8 日に審議されるので、次の分科会はそれ以降がよい。

ただ、案をテーブルに置いてから話し合わないと意見がまとまらない。「12 月に出される正式な骨子案を基に 1 月に意見書をまとめるのでは時間がないので、たたき台ができた段階から少しずつ議論をしていこう」という趣旨なので、起草部会が案を作成してから初めて議論ができるのではないか。

: 案が出てからでは遅い。学識委員は独自の意見を持っているので、我々の意見を聞き入れてくれない。

: 意見があれば審議会委員の小宮さんを通して言ってもらうしかない。

: 審議会で意見を言い足りなかった場合に意見カードを提出することができる。次の審議会の前日までに事務局に提出すれば審議会で各委員に配られる。ただ、現在はテーマ別に審議されているので、何回か前に終わったテーマについて意見カードを出しても効果はどうか…。

: 既に審議されたテーマについての意見カードは無効になるのか。

: もちろん意見として承る。審議会で言い足りなかったことを述べてもらうのが趣旨。

: そうすると、意見カードなどを資料として起草部会が案としてまとめることになる訳だが、我々の要望や提言が全て反映されるものではないだろう。起草部会も全体のバランスを考えなければならぬだろうから。

: 12 月の骨子案に反映されない提言は、反映されない理由を説明することになっている。区でも現在できることとできないことを検討しているところだと思う。

: 審議会の決定はどのような形で行われるのか。多数決で行うのか。

: 会の進め方次第だが、話し合いを中心に進めるのではないかと思う。

: 欠席する委員が増えた場合、どう配慮するのか。

: 条例で、半数以上の委員の出席がなければ審議会が開くことができないと規定している。

: 分科会としての考えは、審議会委員の小宮さんを通して、意見カードとして審議会に出してもら

しかないか。

: 起草部会は、第 4 分科会では輿水先生が出るのか。

: 学識委員を中心に構成するという考えだが、具体的な人選はまだ決まっていない。また、全体的に考えるため、自分が担当した分野を起草するとは限らない。

: 1 回 2 時間半の議論では 35 人の意見がまとまらないのではないか。

また、骨子案は章ごとに議論されるのか。

: おそらく 10 月 16 日には全体的な案が出され、それを基に審議会で審議し、12 月 14 日に骨子案としてまとめていくことになる。10 月に出される案がどのようなものかは、まだ誰もわからない。個人的には、10 月 16 日には、基本構想と基本計画が仕分けされたものが出るのではないかと思う。それまでは、提言についての議論になるが、提言を全く否定する意見は出ていない。

: では、次回の分科会について、9 月 8 日の審議会以降で、議事録の概要をまとめる時間を踏まえて日程を決めたい。

( 日程調整 )

: では、次回は 9 月 28 日 ( 木 ) 18 時 30 分から開催する。場所はこの研修室がとれなければ交流の場で行う。今回と同様、事務局からメール、郵送等により案内してもらう。

## 5 その他

: 9 月 20 日 ( 水 ) 午後 6 時 30 分から環境学習情報センターで「協働推進パートナーシップ会議」が開かれ、環境に関心ある人と、第 4 分科会の提言の内容についての意見交換を行うことを予定している。私だけでなく、各班長さんもぜひ参加してほしい。

以上